

農業集落排水水質保全効果発揮促進事業（新規）

【平成21年度概算決定額 100（0）百万円】

対策のポイント

農業集落排水施設に速やかに接続することにより、農村生活環境の改善や農業用水等の水質保全効果といった効果発現をより一層高め、地域農業の推進を図ります。

- ・ 農業集落排水事業は、家庭の台所や風呂、トイレなどからの排水を管路で集めて処理施設できれいな水に処理し、農業用水路などに放流することで、農業用水の水質保全や生活環境の改善を図っています。また、河川等の公共用水域の水質保全にも役立っています。
- ・ 一方、昨今の農業情勢の悪化は深刻なものとなっており、汚水処理施設の整備が行われたものの、トイレの水洗化や宅内配管等の設置に必要な資金の調達が困難であるため、接続がされないケースも報告されています。
- ・ 農業集落排水事業の効果が十分に発揮されるためには、接続率の向上が不可欠であり、特に、農業生産面における農業用水の水質改善は地域農業の発展のためにも急務であり、支援する必要があります。

政策目標

意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現

<内容>

農業集落排水事業の効果を十分に発揮させるため、事業効果の発現が確実となる水質規制地域等において、生活保護受給者がトイレの水洗化及び排水設備を設置するにあたり、地方公共団体が助成する場合に、助成額の一部を助成します。

(1) 地域要件

- ・ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域
- ・ 水道水源の流域
- ・ 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
- ・ 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
- ・ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域

(2) 地区要件

接続率が75%に達している地域に限定。

<事業実施主体等>

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 事業実施主体 | 市町村 |
| 2. 補助率 | 50% |
| 3. 事業実施期間 | 平成21年度～平成25年度 |

【担当】 農村振興局農村整備官

糸賀・三浦 (03)3501-3748 (直)